



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行規則の一部を改正する省令
(環境一五)

〔訓 令〕

○主任審査官、特別審査官及び難民調
査官を指定する訓令の一部を改正す
る訓令 (出入国在留管理庁一四)

〔その他告示〕

○スーダン共和国における小麦パ
リユーチエーン強化計画のための贈
与に関する日本国政府と世界食糧計
画との間の書簡の交換に関する件
(外務一四三)

○高速自動車国道に関する件

(国土交通三三五)

○水先人に免許を与えた件(同三三六)

○道路に関する件

(近畿地方整備局六五)

○道路に関する件

(九州地方整備局七九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

財 政

日本放送協会令和七年度収支予算につ
いて (総務省)

外国弁護士による法律事務の取扱い等
に関する法律第九条の規定による承認
をした件 (法務省告示配五七七)
日本国に帰化を許可する件 (同八)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、
特別清算、再生、所有者不明関係

特殊法人等

国土交通省共済組合定款の一部変更
関係

会社その他

省

令

○環境省令第十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第十二条第六項、第十二条の五第五項及び第九項並びに第二十四条並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第百三十三号) 第六条の二第四号への規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月二十二日

環境大臣 浅尾慶一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和四十六年厚生省令第三十五号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という) は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう
に改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後

改 正 前

(委託契約に含まれるべき事項)

第八条の四の二 令第六条の二第四号へ (令

第六条の二第四号の規定によりその例によ
ることとされる場合を含む。) の環境省令
で定める事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の
適正な処理のために必要な次に掲げる事
項に関する情報

イ ホ (略)

へ 委託者が特定化学物質の環境への排
出量の把握等及び管理の改善の促進に
関する法律 (平成十一年法律第八十六
号) 第二条第五項に規定する第一種指
定化学物質等取扱事業者である場合であ
つて、かつ、委託する産業廃棄物に
同条第二項に規定する第一種指定化学
物質 (同法第五條第一項の規定により
第一種指定化学物質等取扱事業者が排
出量及び移動量を把握しなければなら
ない第一種指定化学物質に限る。) が含

(委託契約に含まれるべき事項)

第八条の四の二 令第六条の二第四号へ (令

第六条の二第四号の規定によりその例によ
ることとされる場合を含む。) の環境省令
で定める事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の
適正な処理のために必要な次に掲げる事
項に関する情報

イ ホ (略)

(新規)

まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

ト (略)
七十九 (略)

(処分受託者の情報処理センターへの再生に係る報告)

第八條の三十四の三の二 処分受託者は、法第十二條の五第三項の規定による報告(産業廃棄物の処分が最終処分であるときに限る。)を行うときは、受託した産業廃棄物について最終処分が終了するまで又は再生を行うまでのすべての処分について、各処分ごとに、情報処理センターに次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号

二 処分を行った事業場の名称及び所在地

三 処分方法

四 処分方法ごとの処分量(当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出される処分量を含む。)

五 処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量(当該数量を的確に算出できると認められる方法により算出される数量を含む。)

(情報処理センターの電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知)

第八條の三十四の四 情報処理センターは、法第十二條の五第五項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日、当該報告に係る登録番号及び前条各号に掲げる事項を通知するものとする。

ヘ (略)
七十九 (略)

(新規)

(情報処理センターの電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知)

第八條の三十四の四 情報処理センターは、法第十二條の五第五項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該報告に係る登録番号を通知するものとする。

(情報処理センターによる報告)

第八條の三十六 法第十二條の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日まで、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項及び第四項の規定による報告の内容(第八條の三十四の三の二各号に掲げる事項を除く。)並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに記録したものを当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一 四 (略)

(手数料の納付方法)

第十九條 法第二十四條の規定による手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。

(情報処理センターによる報告)

第八條の三十六 法第十二條の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日まで、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに記録したものを当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一 四 (略)

(手数料の納付方法)

第十九條 法第二十四條の二の規定による手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一條 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第八條の四の二の改正規定 令和八年一月一日
二 第八條の三十四の三の二、第八條の三十四の四及び第八條の三十六の改正規定 令和九年四月一日

(委託契約に含まれるべき事項に関する経過措置)

第二條 この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六條の二第四号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八條の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

訓

令

○出入国在留管理庁訓令第14号

地方出入国在留管理局長
地方出入国在留管理局支局長
地方出入国在留管理局出張所長
地方出入国在留管理局支局出張所長
主任審査官、特別管理官及び難民審査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年4月22日
出入国在留管理庁長官 丸山 秀治
(公印省略)